

工学部・工学研究科同窓会連合会会則

(名称)

第一条 この会は、名古屋大学工学部・工学研究科同窓会連合会と称する。(以下、「会」という。)

(目的)

第二条 この会は、名古屋大学全学同窓会と名古屋大学工学部各学科同窓会及び同工学研究科各専攻同窓会の相互の連絡調整等の橋渡しをすること、および名古屋大学工学部・工学研究科が主催する記念事業等の実施を支援することを目的とする。

(構成)

第三条 この会は、名古屋大学工学部各学科同窓会及び工学研究科各専攻同窓会より構成する。なお、工学部各学科同窓会および工学研究科各専攻同窓会の定義はそれぞれ以下の通りとする。

工学部各学科同窓会：

現在、工学部に所属している学科、もしくは過去に工学部に所属していた学科の卒業生からなる同窓会

工学研究科各専攻同窓会：

現在、工学研究科に所属している専攻、もしくは過去に工学研究科に所属していた専攻の修了生からなる同窓会

(役員)

第四条 この会を運営するため、会長及び副会長を置き、以下の用務を遂行する。

- 一 会長は、会を代表して統括し、研究科長をもって充てる。
- 二 副会長は、会長を補佐し、副研究科長二名をもって充てる。

(会議)

第五条 定期的な会議は開催せず、事案が発生した場合は、役員により、その都度、開催し、各学科同窓会・同工学研究科各専攻同窓会に対して代表者の出席を依頼する。

(庶務)

第六条 この会の庶務は、名古屋大学工学部総務課において処理する。

附 則

この会則は、令和3年6月19日から施行する。